

◆令和5年度 見附市新エネルギー【太陽光発電等】補助制度

ご注意

令和5年度より、「電気自動車等充電設備(V2H)」(1/3補助)上限額10万円が加わりました。

補助要件

1. 自ら居住する市内の住宅(新築、既存)でのみ使用するために新たに設置すること。(更新は対象外)
2. 設置する建築物の敷地及び建物等に建築基準法等の違反がないこと。
3. 年度末までに工事を完了し、補助金交付請求ができること。
4. **設置後の2年間、当該システムの運転等に係る稼動状況を報告すること。(V2Hは対象外)**
5. 未使用であること。
6. 市税を滞納していないこと

※ 「住宅」とは、専用住宅及び住宅の床面積が2分の1以上ある店舗等併用住宅。

※ 申請(設置)する住宅の敷地内の倉庫や小屋に設置する場合も申請可。(事業用として使用する場合は対象外。)

！ご注意ください！

見附市新エネルギー導入促進事業補助金交付要綱 抜粋

(補助金の取消及び返還)

第6条 市長は、補助金の交付決定を受けた者で、**次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、その一部又は全部を返還させることができるものとする。**

- (1) 申請内容等に偽り、その他不正な行為があつたとき。
- (2) **当該システムを適正に利用しない又は運転等に係る稼動状況を報告しない等補助事業の目的に違反すると認められたとき。**

補助対象

1. 太陽光発電システム
住宅の屋上等で太陽光を利用して発電する装置をいう。
2. エネファームシステム
都市ガス、LPガス、灯油等を燃料とし、燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成されるシステムで、発電時の排熱を住宅において給湯に利用する設備をいう。
3. ペレットストーブ
住宅において木製ペレットを燃料として使用する暖房装置をいう。
4. 定置型蓄電池
家屋の屋根等に設置する、太陽光発電システム又はエネファームシステムで発電した電気を蓄えることができる電池で、家屋又は敷地内から容易に取り外すことが困難な状態で固定するもの。
5. **電気自動車等充電設備(V2H)(新)**
住宅に設置し、電気自動車(EV)又はプラグインハイブリッド自動車(PHV)と住宅の間で相互に電力を供給でき、太陽光発電システムと連結する設備をいう。

補助メニュー 一覧

太陽光発電システム	7万円/kw ×	kw =	円	限度額 28万円
エネファーム	経費	円×1/3 =	円	限度額 20万円
ペレットストーブ	経費	円×1/3 =	円	限度額 5万円
定置型蓄電池	経費	円×1/3 =	円	限度額 10万円
電気自動車等充電設備(V2H)	経費	円×1/3 =	円	限度額 10万円

※補助金額は千円未満切り捨てとなります。

※本補助金は、その年度の予算額を上限といたしますので、年度途中で終了する場合があります。

～～ 裏面もご覧ください ～～

※申請前に必ず「見附市新エネルギー導入促進事業補助金交付要綱」をご確認ください。

申請

お申込みの際は、交付申請書と以下の書類を添付し、都市環境課(市役所1階)までご提出ください。

◎添付書類等

チェック欄	・使用予定の建物が「住宅」として証明できる書類 ※新築: 建築確認申請書の写しまたは確認済証の写し ※既存: 納税通知書の写し、固定資産課税台帳の写し、土地・家屋評価額証明書等
	・対象システムの見積書と内訳書の写し
	・対象システムの型式や能力等が確認できるカタログ(コピー可)
	・対象設備の設置位置が確認できる書類(配置図、平面図、モジュール施工図等)
	・工事着工前の設置予定箇所及び家屋全体の写真 ※新築の場合は、建築する土地の写真(更地)でも可
	・設置箇所位置図(住宅地図等)
	※交付申請書の補助金額の確認



交付決定

都市環境課は、予算執行状況を確認し、提出された交付申請書の内容等を審査したうえで、交付決定通知書をお送りします。

交付決定通知書を受取ったら着工してください。

※申請書の受付から交付決定通知書の発送まで、約10日程かかります。

※着工とは、対象設備の本体据え付け時点を指します。対象設備に係る配管配線工事や架台取付金具設置工事、住宅の新築工事や対象設備以外の工事については事前に着手して構いません。



設置工事



実績報告

実績報告書は設置工事が完了したら、すみやかにご提出ください。

3月上旬には工事完了し、実績報告をお願いします。

◎添付書類の確認

チェック欄	・設置工事に要した費用の領収書と内訳書の写し ※収入印紙が不鮮明なものや内訳内容が確認できないもの、宛名が申請者名等と統一されていないものは不可。
	・設置完了後の写真(カラー・モノクロ問わず鮮明なもの) ①建物の外観がわかるもの ②機器を設置した箇所がわかるもの ③設置した機器の銘板(型式等がわかるもの)
	・振込先の通帳の写し(銀行名・支店名・番号・名義人がわかるように)

書類に不備があった場合は、再度提出をしていただくことがあります。

補助金の振り込みは、実績報告書を提出してから概ね2~3週間くらいを予定しています。

補助金交付後は、**稼働状況に係る報告書の提出(設置後2年間)**が必要です。ただし、V2Hは、災害時に電気自動車や燃料電池自動車の外部給電機能の活用を促進することによるレジリエンスの向上を図ることを目的とした設置のため報告は求めません。

※報告書の提出がない場合は、補助金を一部または全部を返還していただく場合があります。



——— お問合せ先 ———
新潟県見附市都市環境課 環境企画係
TEL:0258-62-1700
FAX:0258-62-7062

E-mail:shiminseikatsu@city.mitsuke.niigata.jp